

放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省

平成30年4月20日

現状

○総務省において「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を平成21年2月に策定。

※下請代金支払遅延等防止法上問題となる事例(買ったたき等)及び望ましい事例を掲載したもの。

※現在、放送分野を含めて18業種(自動車、トラック運送、広告等)において策定。

○しかし、総務省によるガイドラインフォローアップ調査の回答によれば、「著作権の帰属」※等に関する事前協議の有無について、放送事業者と番組製作会社の間で大きな認識の相違があるという結果がみられた。

※番組製作会社が製作したコンテンツの二次利用に関する著作権の取扱い



課題

放送コンテンツの製作取引について、受発注双方が共通の認識を持つことが必要。



協議会の設立(平成29年6月)

放送事業者と番組製作会社の関係団体7団体からなる「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が発足。

自主行動計画の策定(平成30年4月)

協議会で取り組む事項を推進計画として策定

《主な取り組み内容》

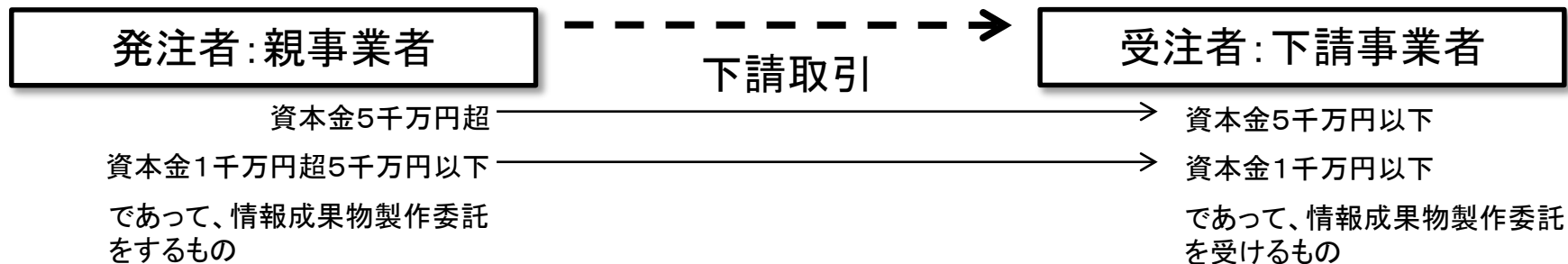
- ・受発注双方で活用可能なマニュアルの策定
- ・研修会の開催
- ・ベストプラクティスの収集

総務省においては、自主行動計画のフォローアップを注視(実態調査の継続実施を予定)

1. 下請法の規制目的と独占禁止法の関係

○下請法は、下請取引(以下の定義に該当する取引)について、親事業者を「優越的地位にある」ものとして定型的に取り扱い、親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することを目的としている。なお、下請法は、独占禁止法の補完法であることから、以下の下請取引に該当しない場合であっても独占禁止法における「優越的地位濫用」の問題となる可能性がある。

○下請取引の定義(放送コンテンツの制作取引の場合)



2. 下請法の主な概要

【親事業者に対する4つの義務】

- ①下請代金支払日の決定、②書面の交付、③遅延利息の支払、④書面の作成・保存

【親事業者に対する11の禁止事項】

- ①受領拒否、②下請代金の支払遅延、③下請代金の減額、④返品、⑤買ったたき、⑥購入・利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨割引困難な手形の交付、⑩不当な経済上の利益の提供要請、⑪不当な給付内容の変更・やり直し

3. 総務省との関係

○平成15年の下請法改正により、「下請取引」に「情報成果物作成委託」として放送コンテンツの制作取引も含まれることとなった。

○総務省では、平成21年に「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を策定し、放送事業者、放送番組製作会社の双方に、放送コンテンツの制作取引の一層の適正化を促しているところ。

○以下の18の業種において、同様に、下請法を対象としたガイドラインが策定されている。

- ①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業、⑰食品製造業(豆腐・油揚げ)、⑱食品製造業(牛乳・乳製品)

1. 背景

- 下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。

2. ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善、及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

3. 主な内容

- ガイドラインに記載されている10類型

- 1 トンネル会社の規制
- 2 発注書及び契約書の交付、交付時期
- 3 支払期日の起算日
- 4 不当な経済上の利益の提供要請
(著作権の帰属(納入した番組・素材)、窓口業務)
- 5 買ったたき
- 6 不当な給付内容の変更及びやり直し
- 7 放送番組に用いる楽曲に係る製作取引に関する課題
- 8 アニメの製作発注に関する課題
- 9 出資強制に関する課題
- 10 契約形態と取引実態の相違に関する課題

- 望ましい事例

【具体例】

- 企画公募の枠の番組について、放送局は「放送権」のみ購入し、著作権は製作会社に帰属させている
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

- 問題となり得る取引事例

【具体例】

- 発注書の書面交付が行われていない場合があった
- 著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
- 取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

※参考:ガイドライン策定18業種

①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建設業、⑨トラック運送業、⑩建材・住宅設備産業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・加工品、⑮印刷、⑯アニメーション制作業、⑰食品製造業(豆腐・油揚げ)、⑱食品製造業(牛乳・乳製品)

4. ガイドラインの対象範囲の拡大

地上テレビジョン放送に加え、衛星放送、ケーブルテレビ等を対象範囲に追加(平成29年7月21日改正)

- 放送コンテンツ分野における適正取引の推進にあたっては、総務省において「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」が平成21年2月に策定されている。
- しかし、その普及・定着は未だ十分ではなく、フォローアップ調査の回答によれば、下請法において義務とされる「発注書の書面交付」をはじめ、「著作権の帰属」や「取引価格の決定」に関する事前協議の有無といった事項について、放送事業者と番組製作会社の間で大きな認識の相違があるという結果がみられた。
 - ・「発注書の書面交付」が無かった等(放送事業者:21.5%、番組製作会社:42.4%)
 - ・「著作権の帰属」に関する事前協議が無かった等(放送事業者:14.0%、番組製作会社:42.1%)
 - ・「取引価格の決定」に関する事前協議が無かった等(放送事業者:2.4%、番組製作会社:32.7%)
- このような課題の解決に向けて、総務省の情報通信審議会において、民間ベースによる対話・情報共有の場の設置についての提案があり、放送事業者と番組製作会社の双方による「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の設置が決定（平成29年6月27日設立）

「放送コンテンツ適正取引推進協議会」の概要

目的

業界団体及び関係企業の情報の共有を促進することにより、下請法等関係法令及び放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの周知・啓発を図っていくことを目的とする。

組織体制

学識経験者並びに放送事業者及び番組製作会社の業界団体等により構成し、(一社)日本民間放送連盟及び(一社)全日本テレビ番組製作社連盟を共同事務局とする民間ベースの推進協議会として設置する。なお、オブザーバーとして関係行政機関が参加する。

活動内容

- (1) 業界全体への普及促進策の浸透に向けた取組み
- (2) 推進計画の作成
- (3) 研修教材等の開発・提供、説明会の実施
- (4) 業界団体等が開催する研修会・説明会のスケジュール調整
- (5) ベストプラクティスの収集・共有
- (6) 推進計画のフォローアップ

構成員

- 学識経験者
 - ・内山 隆 青山学院大学 総合文化政策学部 教授
- 放送事業者側
 - ・(一社)日本民間放送連盟
 - ・日本放送協会
 - ・(一社)衛星放送協会
 - ・(一社)日本ケーブルテレビ連盟
- 番組製作会社側
 - ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟
 - ・(一社)全国地域映像団体協議会
 - ・(一社)日本動画協会
- オブザーバー
 - ・総務省 情報流通行政局 コンテンツ振興課
- 事務局
 - ・(一社)日本民間放送連盟
 - ・(一社)全日本テレビ番組製作社連盟

放送コンテンツ適正取引推進協議会「推進計画（平成30年度）」の主な内容 5

（平成30年4月6日策定）

1. 受発注双方が活用できるテキストの作成・頒布【平成30年5月までに作成】

⇒契約や手続の流れ、受発注双方（番組製作会社・放送事業者）が留意すべき点等について記載した「協議会テキスト」を、番組製作会社と放送事業者の双方で策定する。

2. 研修会・説明会の実施

①協議会として研修会を開催【平成30年度前半から実施】

⇒業界全体への普及促進策の浸透に向けて、協議会として研修会を開催する。

②業界団体等が開催する研修会・説明会への参加機会の向上【平成30年度中】

⇒協議会、構成団体、総務省、公正取引委員会、中小企業庁が開催する研修会等の年間を通じての開催情報を把握・調整し、情報提供することにより、参加機会の向上を図る。

3. ベストプラクティスの収集・共有【平成30年度中】

⇒放送事業者と番組製作会社の双方の意識の差の所以を探り、相互の理解を深化させ、適正取引の一層の推進を図る。

4. 平成30年度推進計画のフォローアップ【平成30年度後半】

⇒平成30年度推進計画の取組状況に関して、協議会自らが検証・評価を実施し、具体的な課題を抽出した上で、具体的な対応策について平成31年度推進計画において目標を設定。